



こんにちは、沼津市消費生活センターです



消費生活センターは、商品やサービスなど消費生活に関するトラブルの相談窓口です。

☎055-934-4841

沼津市役所2階（平日8:30~17:15）

詐欺
です!

■気をつけて! 架空請求のハガキ■

電話し
ないで!

市内で、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いたという相談が昨年から継続して発生しています。

〇〇管理センター、〇〇告知センターなど、架空の組織や法務省関係かのような名称を使っていますが、裁判の通知がハガキで来ることはありません。

これは、お金をだまし取ろうとする「架空請求」のハガキです。

絶対に電話はしないでください。

ハガキが届き、心配な方は、消費生活センターへご相談ください!

<架空請求ハガキの一例>

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)322 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年9月 日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目
取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)